

元国際第547号

関税割当公表第80号の3

平成31年度のでん粉等の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年10月1日

農林水産省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 化工でん粉用 | 2,100トン     |
| (2) その他用   | 1,667.582トン |

2 通関期限 令和2年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、平成31年度のでん粉等の関税割当てについて（平成31年3月8日付け30国際第1218号関税割当公表第80号）による。